

「共同利用型モデル」の方向性(案)

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

令和4年5月13日

1. 放送ネットワークインフラにおける「共同利用型モデル」の検討(案) 1

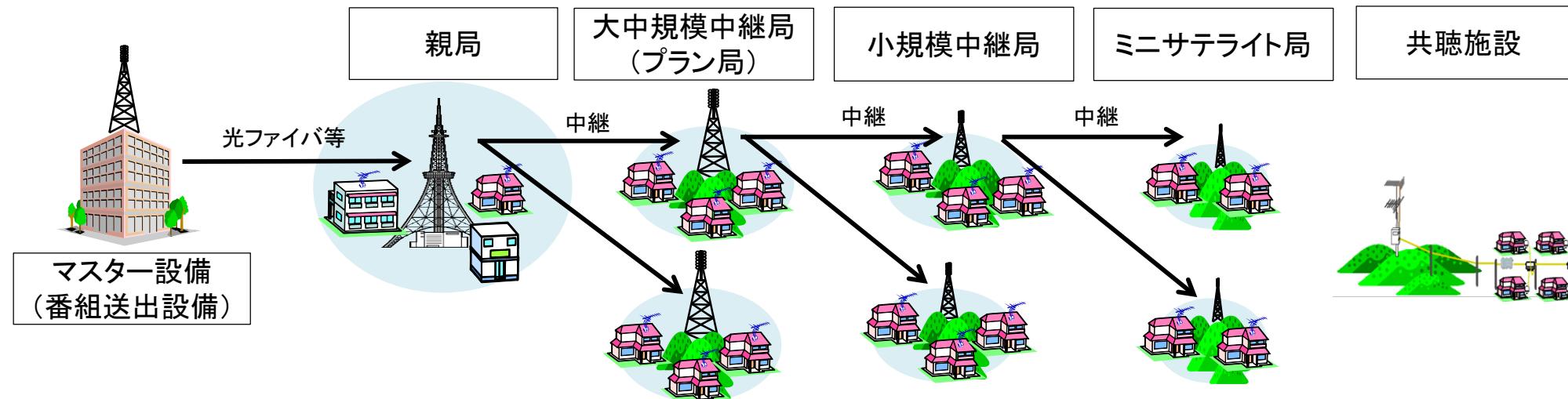
(1) 現状

- ✓ 地上基幹放送※1は、放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)により、それまで認められていたハード・ソフト一致※2に加え、ハード・ソフト分離※3も選択可能となった。
- ✓ 現状、全ての地上基幹放送事業者がハード・ソフト一致を選択している。

※1 「地上基幹放送」とは、基幹放送であって衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送以外のものをいう(放送法第2条第15号)。

※2 ハード・ソフト一致の事業者は、放送法(第2条第22号)において、「特定地上基幹放送事業者」(電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局(特定地上基幹放送局)の免許を受けた者)と定義されている。

※3 ハード・ソフト分離の事業者のうち、ソフト事業者は、放送法(第2条第21号)において、「認定基幹放送事業者」(放送法第93条第1項の認定を受けた者)と定義されている。また、ハード事業者は、放送法(第2条第24号)において、「基幹放送局提供事業者」(電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体(基幹放送局設備)を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するもの)と定義されている。



全国局数	約200局	約1,400局	約7,300局	約3,300局	約15,000施設 (NHK共聴+自主共聴) 約90施設 (自治体ケーブル)
うち、NHK分 (総合+教育)	45局	472局	2,699局	1,183局	約5,300施設 (NHK共聴)

(2) 課題

- ✓ 人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を巡る環境が急速に変化する中、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが課題。
- ✓ ハード・ソフト一致の場合、放送を全国に電波で送信することを目的とした多数の中継局送信設備や鉄塔等から構成される放送ネットワークインフラを原則、地上基幹放送事業者自らが保有・運用・維持管理しており、その効率化には限界があるのではないか。
- ✓ 地上基幹放送事業者にとっての心臓部であるマスター設備については、新技術の導入や設備の共同整備等によって、より効率的な運用が可能となるのではないか。
- ✓ 放送事業者からは、放送を巡る環境の変化等を背景に、放送設備（中継局、マスター設備等）の共用化によるコスト削減について検討すべきという意見が寄せられている。

(3) 方向性(案)

- ✓ 放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していく観点から、例えば、株式会社放送衛星システム（基幹放送局提供事業者）のような、特定の事業者等が複数の地上基幹放送事業者の放送ネットワークインフラの保有・維持管理を行う「共同利用型モデル」が経営の選択肢となり得るのではないか。

➤ 「共同利用型モデル」のメリット

- 地上基幹放送事業者は、関東広域圏の民間放送事業者5社が共同で設立した保守会社である株式会社日本デジタル放送システムズの事例も参考に、放送ネットワークインフラの保有・運用・維持管理を、委託等を通じて外部の事業者に切り出すことによって、コンテンツ制作に注力することが可能となる。
 - 委託等を受けた外部の事業者が放送ネットワークインフラの維持管理や更新を一元的に担うことで、維持管理や更新の効率化が図られる。
 - 画一的かつ均一的な維持管理の実施により、事故等の際の早期復旧につながるなど、放送の信頼性の向上も期待できる。
 - ベンダー間の競争にも配意した機器の共同購入により、コストの低減が図られる。
- なお、「共同利用型モデル」の課題や留意点についても、併せて整理し、その対応策を検討しておくべきではないか。

2. 地上基幹放送局(中継局)の将来像(案)

(1) 現状と課題

- ✓ 地上テレビジョン放送を行う地上基幹放送局のうち、中継局について、NHK及び民間放送事業者において可能な限り共同建設を行うなど、効率的な整備が進められてきた(全局数のうち約7割が共同建設)。また、共同建設の中継局については、NHKと民間放送事業者との間で協定を結び、一部中継局の維持管理については共同で委託契約を行っている。
- ✓ 他方、株式会社日本デジタル放送システムズのような事例もあるが、共同委託契約による維持管理は限定的であり、原則、地上基幹放送事業者毎に委託契約が行われ、また、運用や設備更新に係る検討や発注についても地上基幹放送事業者毎に行われている。
- ✓ こうした状況を前提に更なる効率化を図っていくことには限界があり、また、維持管理等に必要な社内外の人材の確保が困難となっていく中、将来的には費用増となるリスクも考えられる。
- ✓ 米国やフランスでは、無線設備を保有・運用するハード会社や、土地・鉄塔・電源等を所有するタワー会社があり、放送事業者とは異なる第三者がハードを保有・運用する形態も見られる。

地上基幹放送局のイメージ
(小規模中継局)



出典: 第2回会合(令和3年12月6日)
日本放送協会資料

(2) 将来像

- ✓ 地上テレビジョン放送を行う地上基幹放送局について、諸外国の制度及び設備運用の事例も参考に、更なる効率化を図る観点から、中継局の保有・運用・維持管理を担うハード事業者(基幹放送局提供事業者)の設立も経営の選択肢として検討が必要ではないか。その際、NHK及び民間放送事業者ともに現在よりもコスト削減が図られることを前提とすべきではないか。
- ✓ ハード会社を設立する時期については、2026年～2028年頃に想定されるミニサテライト局の更新開始を見据え、更新することとなつたミニサテライト局の保有(資産計上)が可能となるタイミングが適当ではないかという意見がある。
- ✓ ハード事業者は、NHK及び民間放送事業者による共同出資等が考えられるのではないかという意見がある。
 - ・ ハード事業者の対象設備の範囲は、地上基幹放送事業者が特に人口減少地域や山間地等での中継局のコスト負担に課題を有していることから、まずは、ミニサテライト局をはじめ、山間地等の小規模な中継局とすべきではないか。
 - ・ 対象エリアは、どのような範囲が適当か(全国単位、地域ブロック単位、各放送対象地域単位)。
 - ・ ステイクホルダーが多岐に渡ることが想定されるため、透明性の確保や新技術の導入等において、事業運営のためのガバナンスが適切に確保されるべきではないか。

2. 地上基幹放送局(中継局)の将来像(案)

(続き)

- ✓ ハード事業者の設立と並行して、民間放送事業者よりもNHKの中継局が高コストであるとの調査結果も出ていることから、その要因を分析し、合理的な仕様とすべきではないか。
- ✓ なお、設立されたハード事業者においても、安全・信頼性に関する技術基準の遵守や災害発生時のオペレーションの確保は引き続き適切に行っていくべきである※4。

※4 第8回会合において、飯塚構成員から、米国では、タワー会社がサービスの一環として、24時間365日のモニタリング、故障発生時の代替品の調達、修理スタッフの派遣、電源対策や防火対策等の災害対応等を行っている旨の説明があった。

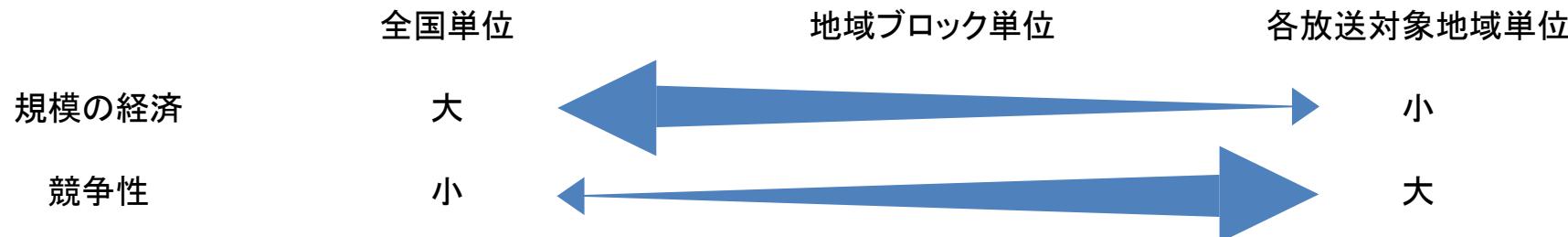
(3) 制度的対応

- ✓ ハード事業者が対象とする設備の範囲によっては、1の放送系※5を構成する地上基幹放送局が複数の者に分かれて保有・運用されることとなるため、例えば、放送の業務が全体として円滑に実施されるよう設備の責任分界点に係る措置等、現行制度化されているハード・ソフト分離の制度について何らかの改正が必要か総務省において検討し、必要に応じて措置すべきではないか。
- ✓ 難視聴解消に係るNHKの民間放送事業者への協力努力義務が盛り込まれた電波法及び放送法の一部を改正する法律案の成立を見据え、ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、過去の経緯※6も踏まえ、NHKが受信料収入によって負担するスキームも検討すべきではないか。

※5 「放送系」とは、同一の放送番組の放送を同時にうることのできる基幹放送局の総体をいう(放送法第91条第2項第3号)。

※6 アナログ放送が行われていた際には、NHKがミニサテライト局の共用設備に係る費用を負担していた経緯がある。

○ハード事業者が対象とするエリアの範囲



3. マスター設備の将来像(案)

(1) 現状と課題

- ✓ マスター設備とは、制作された番組・CMの映像音声データ等を、放送時間にあわせて地上基幹放送局に送り出す「放送局の心臓部」とも呼ばれるシステム。ニュース、収録番組、CM等を番組表に従って切替えを行うとともに、運行状況等の監視を行うもの。
- ✓ 現状ではオンプレミスのシステムであり、地上基幹放送事業者毎にその社屋等に設置されている。10~15年毎に設備更新が必要であり、広告収入が減少する中、更新投資は各地上基幹放送事業者にとって大きな負担となっている。集約化については、例えば英国においては、BBCからマスター設備部門が分離し、そのマスター設備を複数の放送事業者が利用している事例がある。
- ✓ また、他分野においては、専用機器から汎用化(IP化)・ソフトウェア化・クラウド化という順に実用化が進んでいるところ、マスター設備についても、一部の地上基幹放送事業者においてIP化の導入が予定されている。クラウド化については、メーカーにおいて、2020年代後半に実用化するマイルストーンで開発が進められている。
- ✓ 米国では、公共放送サービスを対象に集中型マスター制御サービスとクラウドベースの相互接続システムの採用が推奨されており、これにより設備投資・運用コストが低減するとの見積もりが示されている。(P)

(2) 将来像

- ✓ 地上テレビジョン放送のマスター設備について、2028年~2030年頃に想定される設備更新を見据え、効率化を図る観点から、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化を経営の選択肢として検討することが必要ではないか。
- ✓ 集約化に当たっては、放送番組のやり取りが行われており、設備仕様がある程度共通化されている系列局の単位で集約化を図ることが適当ではないかという意見がある。
- ✓ 他方、IP化・クラウド化に当たっては、サイバーセキュリティ対策等、安全・信頼性をどのように確保可能かについて検討すべきではないか。追加的なコストが発生することとなるが、金融分野における地方銀行等、他分野においてもクラウド化が進みつつあることも踏まえれば、持続可能な放送の実現のためのコスト削減とサイバーセキュリティ対策等の安全・信頼性確保の両立に向けた道筋を描くことは可能ではないか。
- ✓ 我が国におけるマスター設備は、系列局においてキー局から配信される番組素材のうちCMを差し替える際に元映像が見えてしまう「ちら見え」と呼ばれる現象が起きないようにする仕組みや、CM中に字幕が表示されないように制御する仕組みを持っており、諸外国のマスター設備と比較して精度の高い制御が可能となっている。こうした仕組みを今後どうしていくか、経営の選択肢として検討が必要ではないか。
- ✓ また、諸外国では既にクラウド化は実用化されているが、我が国におけるクラウド化の実現に向けて、どの程度の可用性※7を確保すべきかといった議論が必要ではないか。

※7 例えば、可用性が99.99%（フォーナイン）では年間52分、99.999%（ファイブナイン）では年間5.26分の停止時間という定義となる。

マスター設備のイメージ



出典: 第8回会合(令和4年4月15日)
東芝インフラシステムズ株式会社資料

3. マスター設備の将来像(案)

(続き)

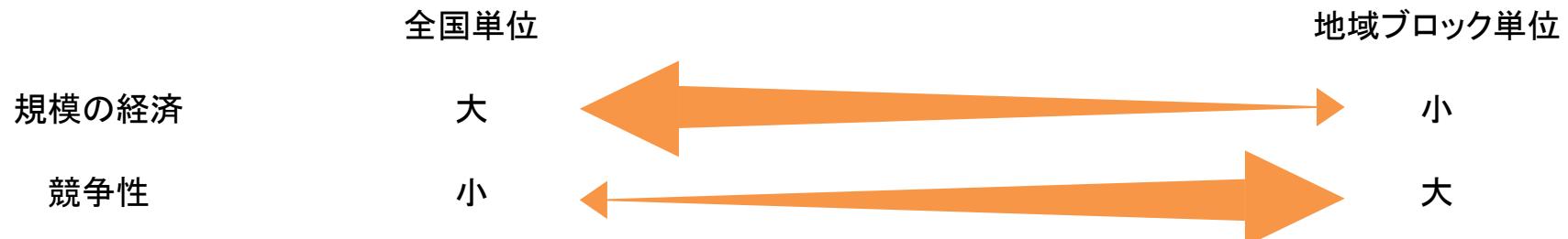
- ✓ 例えば、衛星のプラットフォーム事業者のようなマスター設備の保有・運用・維持管理を担う事業者の設立を経営の選択肢として検討することが必要ではないか。オペレーションのセンター化によって監視業務や放送準備業務を一括してセンターで行うことで、業務の効率化が図られるのではないか。
- ✓ 当該事業者は、集約化を行う放送事業者による共同出資等^{※8}が考えられるのではないかという意見がある。
 - ・ 対象エリアは、どのような範囲が適当か(全国単位、地域ブロック単位)。
- ✓ その際、現状でも一部系列内において統一仕様を導入している事例があるが、場合によっては系列を超えて統一仕様を導入することも、費用対効果を高める観点から、経営の選択肢として検討が必要ではないか。

※8 ハード事業者(基幹放送局提供事業者)が地上基幹放送局(中継局)に加えてマスター設備も保有・運用・維持管理することのほか、ハード事業者(基幹放送局提供事業者)とは別の事業者(例えば、複数の地上基幹放送事業者の共同出資による事業者、マスター設備メーカー等)が保有・運用・維持管理することも考えられる。

(3) 制度的対応

- ✓ マスター設備の集約化・クラウド化に当たり、何らかの改正が必要か総務省において検討し、必要に応じて措置すべきではないか。

○マスター設備の保有・運用・維持管理を担う事業者が対象とするエリアの範囲



【参考】第8回会合(令和4年4月15日)における構成員の主な意見

7

【構成員の主な意見】

- マスター設備のIP化・クラウド化の話があったが、確かに、汎用機器を幅広く利用することで調達期間の短縮につなげたり、保守運用コストの削減につなげたり、あるいはシステムの共通化が容易であったり、と特にコスト面でのメリットが大きいにあると思うが、コスト削減論の観点だけで、放送の現場がこの方向に一方向に流れしていくのはやや危険だとも思っている。というのも、IPやクラウドの世界は、ネットワーク経由ということになるため、さきほどお話をあったように、セキュリティリスクやネットワークの遅延リスク、あるいは最悪、システムのダウンということも想定しなければならないと思う。また、サーバーの所在地が海外にあるということになると、放送は、国家の存立にもかかわる重要インフラだけに、「経済安全保障」の問題とも関わってくる。この点、これまでのマスター設備のほとんどは、ある意味外部と隔離されていた、ある意味スタンダードアロンの設備構成だったので、こうしたリスクはあまり考える必要はなかったのかもしれないが、ネットワークにつながるIPやクラウドの世界には、「100%安全」ということはないわけで、さきほど放送の心臓部という表現があつたが、そのようなマスター設備について、いま申し上げた諸々のリスクによって万が一にも放送事故が生じるということがないように、システムの分散化や堅牢化を進めていく必要があると思う。その際悩ましいのは、こういったリスクへの対応を万全にしようとするほど、それはオプショナルコストというかたちで積上がりがかかるをえないのもこれまた事実なので、この検討会の大きな方向性である、サステイナブルな放送制度とそのための設備コストの削減とどう両立していくのかが課題と思っている。(第8回 林構成員)
- クラウドでの移行が各業界で進んでいるということは、おっしゃるとおりかなと思う。放送の業界においても、クラウドについて考えていくべき時期が来ているということだと思う。(第8回 落合構成員)
- 金融におけるクラウドの利用は、金融業界の自主規制機関で時間をかけてしっかりと基準をつくって、ちゃんと可用性が保たれるところを、基幹的なシステムのほうでも担保できるように整備してきた。いろんな懸念は、金融をクラウドに持っていくときにもあったが、ちゃんと基準を整備して、今、フルクラウドで動いている銀行もいるので、そこは道筋があるものかなという意見を持っている。(第8回 瀧構成員)
- セキュリティーの部分であつたり、可用性、運営体制、こういった基本的な設備保有を行う事業者に対する要件の詳細等については、当然、詰められていくべきものだと思っている。(第8回 落合構成員)
- 放送法の改正を踏まえて、NHKの民放への努力義務を踏まえてコストを負担するという、こういうお話をあつた。この点については、民放の方々の負担軽減を考えた場合に、非常に重要なテーマではないかと思うし、NHK側の協力というのが、十分に費用面でも期待されるところと考えている。(第8回 落合構成員)
- 全般として、ガバナンスの仕組みが重要になってくると考えている。ガバナンスというのは、参加をする民放の皆様にとって、新たな組織が設備を持つこととなった場合に、費用が高止まりをしたりだと、使いにくいものになつたりしないかどうかということ。こういったことも考慮しながら、技術代替が起つてきたときに、適切に技術を更新できるようになるのかという枠組みが重要ではないかと考えている。そういった意味では、過去の様々な放送業界での事例を見ていても、実際の民間での経営経験という意味でも、民放の方々が、ある種、経営をリードするような形の枠組みのほうが、民放の方々も御参加していただきやすくなると考える。また、実際に費用が高止まりにならないようにするためのレビューの仕組みというのも、どういう形で実施できるのかというのを工夫していくことが必要なのではないかと考える。(第8回 落合構成員)
- 高い公共性を有する放送サービスを中断することなく提供し続けるためには、放送事業者が、自らリスクを把握し制御できる形で、こうした「安全・信頼性に関する技術基準」をきちんと遵守する必要がある。マスター設備のIP化、クラウド化を検討する際にも、守るべき前提条件として、常に念頭に置いておく必要がある。経済性や利便性の観点からすれば、ややもすると相入れない項目に見えるかもしれないが、放送が信頼されるメディアであり続けるために、必須の投資であるといえるのではないかと思っている。(第8回 伊東座長代理)
- 共同利用型モデルというのは、私も前回の検討会で、NHKと民放の共同出資によるハード会社の設立、つまりハードとソフトの分離が、より大きな経営の合理化に資する可能性もあり、検討に値するのではないかと申し上げたので、本日の海外の動向を踏まえたお話を我が意を得たりだった。ただ、デメリットとしては、共同利用の集約化により、大規模災害等による機能停止時の影響拡大とか、サイバー攻撃による機能停止時の影響拡大もありえるだろうし、ハード会社におけるオペレーション作業集中による高負荷といった問題もあるように思う。(第8回 林構成員)
- 飯塚構成員のすばらしいプレゼン資料の12ページに、大いに賛同する。特にミニサテ局の費用負担について、検討を深めるべき重要論点だと思う。(第8回 大谷構成員)

2. 既存の放送業務に関わる設備の共用化に係る具体的な要望

○ NHKに対する要望(ミニサテライト局関連を除く。)(31社)

- NHKが開発した最先端技術（リアルタイム字幕生成装置の音声認識システム等）やアーカイブ映像等の提供
- NHKが構築しているインターネット配信設備の共用
- 共建の中継局・設備に係る更改時期の同一化や費用負担割合の調整
- 災害報道における機材や映像の共用・共有

○ ミニサテライト局に関するNHKに対する要望(30社)

- NHKとの共建のミニサテライト局の更新、維持管理負担や対象地域住民との調整については、NHKが行うよう要望

○ 他局との設備共用や代替措置(22社)

- マスター設備、送信所、インターネット配信設備等の他局との共用
- 世帯数が少ないエリアの中継局の廃局、ICTサービスやケーブルテレビでの代替
- クラウドの利用によるシステム共通化
- 各社の番組アーカイブの集中管理化
- 災害時における放送継続のための系列を超えた予備送信機等の共用

【参考】放送事業者との意見交換の結果について(愛媛県)

○ 令和4年3月9日、三友座長は、愛媛県に出張し、同県の放送事業者(5社※)との意見交換を実施。

※ NHK松山拠点放送局、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社テレビ愛媛、南海放送株式会社

(1)ローカル局の役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の「知る権利」に応えるとともに、視聴者の安心・安全に資する情報をはじめ、多様で豊かな情報を視聴者に届けることがローカル局の役割。 ● 日々のニュース取材、番組制作、営業活動等において、地域の人たちとの距離は近い。文化やスポーツなどのリアルイベント等も織り交ぜた多様な提案を行い、地域の人たちを巻き込みスポンサー企業も共に成長。
(2)放送ネットワークインフラの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境変化を踏まえ、持続可能な組織とするため、特に人口減少地域における設備等の最適化を図りたい。 ● 中継放送設備の維持更新は経営にかなりの負担。設備等の在り方の検討では、NHKに中心的役割を期待。 ● 伝送手段の多様性を許容することは合理的。ブロードバンド代替がコスト削減に繋がるかは精査が必要。 ● 「協調すべきところは協調すべき」を前提に進めた際に負担軽減になるのか、マスター設備共同化によるコストメリットはあるのか等について検討し、最終的には経済合理性で判断すべき。
(3)インターネットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● ローカルニュースのネット同時配信の実施や自社アプリの開発を実施。課題は収益確保への配信視聴者数の増加と安定化、コンテンツ単位での収益確保、配信コンテンツの増加等。 ● インターネットの活用は、番組配信等による収益が増加傾向にあるなど、経営基盤の強化のための有力な選択肢の一つであると考えており、今後もこれまで以上に注力していく予定。 ● 自社プラットフォーム、YouTubeチャンネル、TVer等の社外プラットフォームにて配信を実施。課題は人材・労力・費用と収益のバランスと権利処理の手続き。
(4)マスメディア集中排除原則と放送対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定持株会社の傘下に入っているローカル局においては、経営の自主性が確保されており、多様性・多元性・地域性が毀損されている状況はない。認定放送持株会社による12地域制限の緩和により、経営状況が悪化したローカル局が支援を受けられるようになる。地元株主が株を手放す可能性もある。 ● マスメディア集中排除原則の緩和はローカル局の経営戦略の選択肢を増やすために重要な考え方。他方、同一地域内に係る緩和については、キー局中心の「系列」構造が維持されている間は必要性を感じない。 ● マスメディア集中排除原則の緩和については、経営の選択肢が増えるという点では賛同。 ● 放送対象地域の拡大による番組の同一化は、地域での広告の価値・需要が下がる懸念があるが、将来的に経営状況が悪化した場合の選択肢としてあるのはよい。
(5)公共放送のインターネット配信	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共放送等におけるインターネットによるテレビ番組配信は、時代の趨勢と受け止めているが、地上波の視聴率に影響を与えることを懸念。 ● NHKは今後も民放との二元性も確保して、NHKとしての方向性を示し広く理解を得ながら、インターネット活用業務を進めるべき。 ● NHKによるインターネット活用は「放送の補完」という位置付けであり、これを堅持することが重要。NHKのインターネット活用業務の拡大は、民間事業を圧迫する可能性がある。
(6)クラウドファンディングなど地域住民による支援	<ul style="list-style-type: none"> ● クラウドファンディングは有効な手段の一つであるが、放送局の公平性・中立性が維持できなくなる懸念がある。 ● 個人が放送局を支援する場合においては、放送における言論の多様性を担保できることが重要。 ● スポンサーや株主との関係性において、整理しなければならない課題がある。

【参考】放送事業者との意見交換の結果について(長野県)

10

- 令和4年3月19日、金子総務大臣及び三友座長は、長野県を訪問し、同県の放送事業者(7社※)との意見交換を実施。

※ NHK長野放送局、株式会社テレビ信州、株式会社長野放送、信越放送株式会社、長野朝日放送株式会社、長野エフエム放送株式会社、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ(一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟信越支部長)

(1)ローカル局の現状と課題	<ul style="list-style-type: none">● 2019年10月の台風19号や新型コロナの影響により、令和2年度の業績は大きく落ち込んだ。● 全国的に自然災害が相次いでいる中、地域情報発信の担い手として、ローカル局が果たす役割は大きくなっている。● 現在、検討会において、認定放送持株会社の地域制限緩和や放送対象地域に関する議論など、経営の選択肢を増やす方向で議論が進んでいるが、選択肢が増えるということは、ローカル局が経営力の維持向上を目指す上で前向きな材料になる。● 単独の県の放送局として従来のビジネスの受け皿は今まで、複数県での共通キャンペーンや同一の番組展開等を新しい会社で取り組むことを考えている。
(2)放送ネットワークインフラの在り方	<ul style="list-style-type: none">● 長野県は山間地が多く、中継局の設置とその保守管理は平野部の人口密集地に比べ負担が大きい。特に、カバー率3%弱の小規模中継局、ミニサテライト局の維持費の割合が全体の約1/4と高く、負担となっている。● 今後世帯数の減少が進む地域において、ミニサテライト局等の小規模な施設は、世帯当たりのコストが上昇し、電波によるサービスが非効率になることが懸念される。また、共聴設備等は、保守管理に必要な人材の確保などの課題も出てくるだろう。● 長野県内では放送事業者間の連携がうまく機能しているが、今後もこの連携体制を維持し、地上テレビ放送をあまねく伝え続けていくことが重要。うまく連携しながら最新の技術も活用して、放送ネットワークの最適化を進めことが必要。電波によるサービスが非効率な地域や共聴の維持が困難な地区等については、ブロードバンドやケーブルテレビをはじめとした代替手段の活用も検討していくことが必要。● ミニサテライト局は、NHK主体の整備・運用という形にできないか。ブロードバンドで代替する場合、民放としては経済合理性の観点が重要でコストの精査が必要。● 長野県は山に囲まれた地域が多く、ケーブルテレビの整備が進んでおり、代替においては、地区ごとの調査が必要だが、ケーブルテレビもひとつの選択肢。● NHKや民放各社で保守会社を作つて運用する等、地方においてもできることがないか模索していきたい。● NHKとの共同建設のFM中継局については、スペックと費用の削減が課題。● 従来の放送設備をどうコストダウンしていくかの議論はされていない。例えば、マスターの更新・維持管理費用は大きな課題であり、マスターがパソコンとソフトウェアで完結するようなものを期待している。
(3)ローカル局におけるコンテンツ制作	<ul style="list-style-type: none">● 長野県では、NHK、民放、ケーブルテレビ間の連携が進んでいる。全国4位の広さの県土をもつ長野県においては、地域情報をきめ細かく取材・放送するという観点において、放送事業者同士の連携は特に大きな効果が期待できる。災害報道においては、長野県は山間部が多く自然災害が多いため、さらに効果を發揮する。● 夕方を中心とするニュースのほか、平日午後に毎日2時間、自社制作の情報番組の生放送を実施している。長野県の基幹産業である製造業を支援するための番組をインターネットも含めて複合的に展開している。また、長年積み上げた番組制作のノウハウを生かして海外展開も推進しており、令和2年度は、タイの人気バラエティ番組を通じて県産食材の魅力を発信した。● 放送コンテンツ地域情報発信事業として、台湾に県内の観光地やグルメなどの情報発信を実施している。新型コロナの影響もあるが、今後とも積極的に取り組んでいきたい。● ローカル局としてもインターネット配信への取組は重要。視聴形態の変容への対応等からネット配信の拡充を図っていく必要があり、社内に専門部署を設置して推進している。ネットで全国発信することにより地域の活性化に貢献するとともに収益に結び付けていきたい。TVer等のプラットホームはあるが、テレビ局の公共性に鑑み、国としても強力な後押しをお願いしたい。

【参考】放送事業者との意見交換の結果について(北海道)

○ 北海道の放送事業者(5社※)から寄せられた意見は、次のとおり(令和4年4月までの間に意見を取りまとめ)。

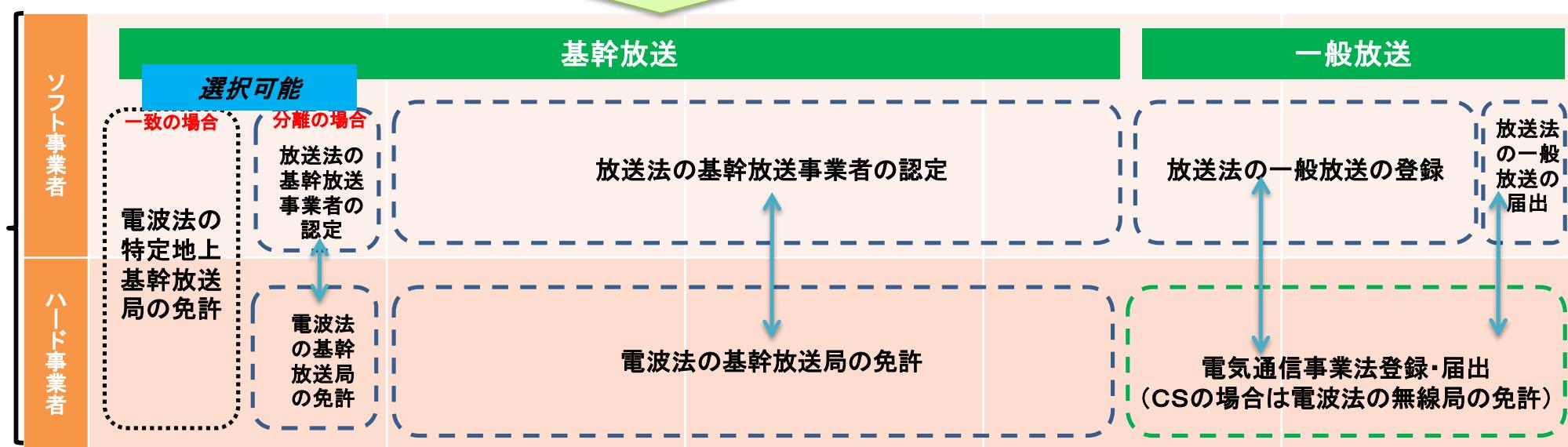
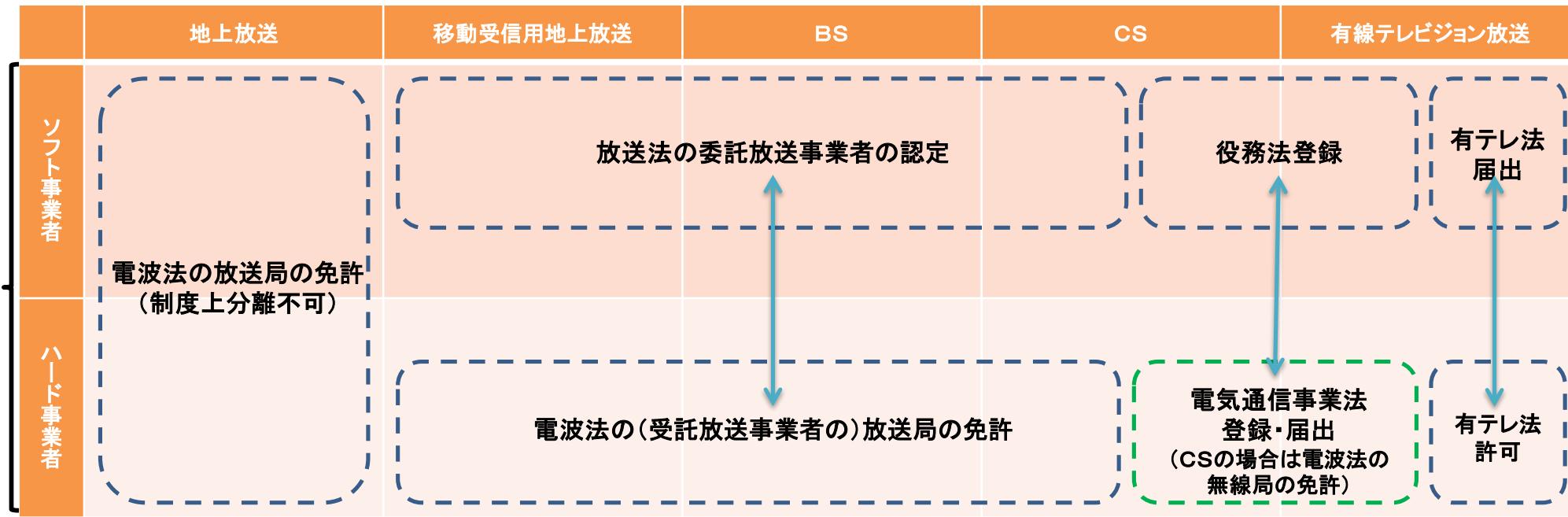
※北海道放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、北海道テレビ放送株式会社、北海道文化放送株式会社、株式会社テレビ北海道

(1)デジタル時代における放送の意義・役割	<ul style="list-style-type: none"> 放送メディアは情報を届ける責任を有する信頼度の高い媒体と考えている。 フェイクニュース等が出回る中、放送メディアには信頼できる情報発信に期待が寄せられている。 コンサートや美術展の開催等の芸術文化振興、地域に根付いた祭り、各種イベントを通じたコンテンツや地域の情報発信を通じて地域を活性化し経済活動を支援している。 北海道の食や観光の魅力を北海道内外や海外に向けて発信し、地元のブランディングに貢献している。
(2)放送ネットワークインフラの将来像	<ul style="list-style-type: none"> 北海道は国土の22%という広大なエリアであり、基幹局を含めた7局それぞれが他県の親局相当で、道内回線費用もかかる。 広大であるがゆえに、地デジ化において既に可能な限り共建を行い、コストダウンの取り組みは行き着いている。 ブロードバンド代替は、配信主体、通信回線整備費用、通信回線利用料、通信サービス利用料の負担者とNHK受信料との関係を整理する必要があるのではないか。 ブロードバンド代替を採用するかどうかは、権利処理、品質、遅延、回線信頼性など総合的な判断が求められる。 放送ネットワークインフラの将来像の検討に当たっては、ローカル局及び地域住民の費用負担が増えることのないようにお願いしたい。 ミニサテの問題は歴史的経緯に鑑み、地域事情に明るいNHKが地元住民との向き合いも含め主体的に対応していただくことを要望する。 各放送局バラバラではなく、統一感をもって進めていきたい。 ミニサテについては、ブロードバンド代替のみならず、地域事情によってはギャップフライーへの置き換えも選択肢となるのではないか。 マスター設備のIP化については、系列局の動きに合わせ、今後本格的に検討を進めていきたい。
(3)放送コンテンツのインターネットの配信の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ネット配信には配信コストがかかるため継続的にサービスを提供するには事業性が見込めることが必要。 ローカル局には配信の権利処理に詳しい人材が不足しており、権利処理には手間もかかる。 ネット配信の在り方の検討に当たっては、ローカル局の意見も汲んでもらいたい。 ネット配信を行う際にもきちんとファクトチェックをし、信頼すべき情報のみを提供している。テレビ局であるため、地域に根ざした良質なコンテンツを配信する努力を行っている。 今後は、ネット配信でも地域情報を提供すべきと考えており、放送番組との連携やローカルコンテンツによる共感作りに取り組んでいきたい。
(4)デジタル時代における放送制度の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 放送と通信の融合により環境が激変しており、地域社会の在り方が変わり得る重要な議論であると認識している。 マスメディア集中排除原則の見直しは選択肢を増やすという趣旨と理解する。他事業者の出資が増えたとしても、地元密着の考え方は変わらない。
(5)その他	<ul style="list-style-type: none"> ラジオのマーケットは小さくなる一方で毎年収支が厳しく、広大なエリアをカバーするため多くの送信所に対する設備維持の大きな負担がある。テレビのブロードバンド代替が許容されるのであれば、ラジオの通信伝送手段であるradikoもラジオネットワーク構成の一翼を担うものになり得るのではないか。

【参考】放送の参入制度

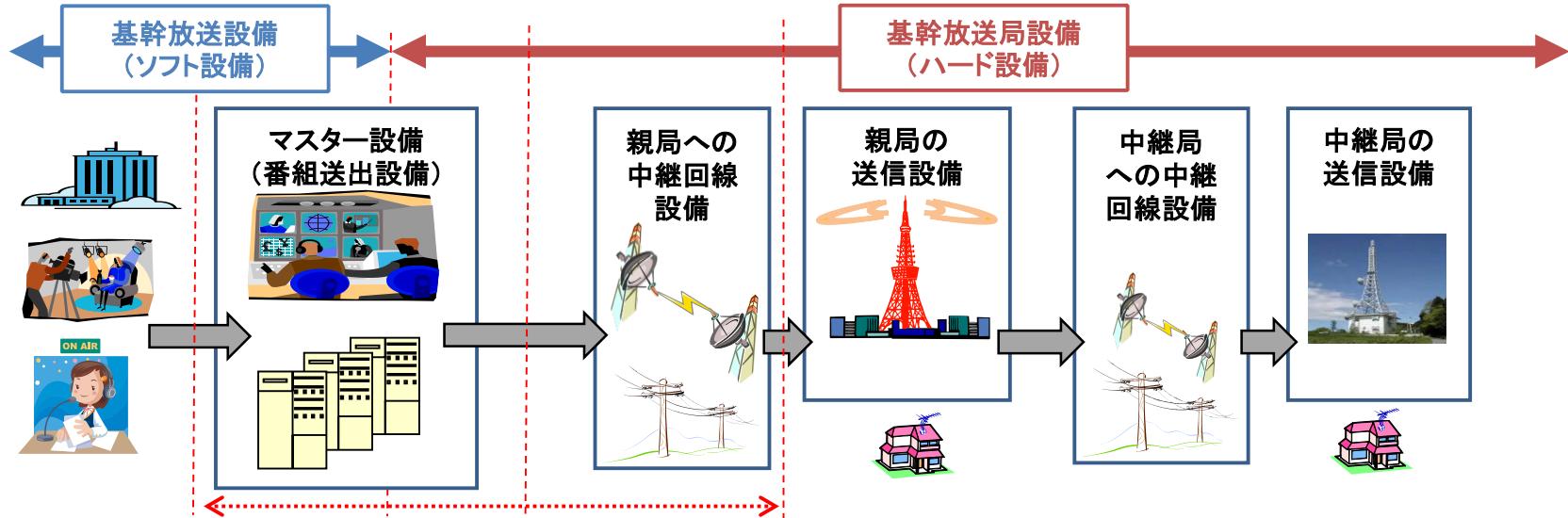
(放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)による改正)

12



【参考】ハード設備とソフト設備の分界点

- 放送法では、設備に安全・信頼性の技術基準を課すこととしており、ハード・ソフト分離で基幹放送を行う場合、法律においてハード設備(基幹放送局設備(第2条第24号))及びソフト設備(基幹放送設備(第93条第1項第3号))を定義し、具体的な設備の分界点は省令(放送法施行規則)に委任。
- マスター設備(中継回線設備を含む。)については、その全部又は一部をハード設備又はソフト設備のいずれに含むかを事業者において選択可能。



「番組送出設備(中継回線設備を含む。)」の全部又は一部について選択可能

【関係条文】

○放送法

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

二十四 「基幹放送局提供事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体(以下「基幹放送局設備」という。)を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者(電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

三 当該業務に用いられる電気通信設備(基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。)が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

○放送法施行規則

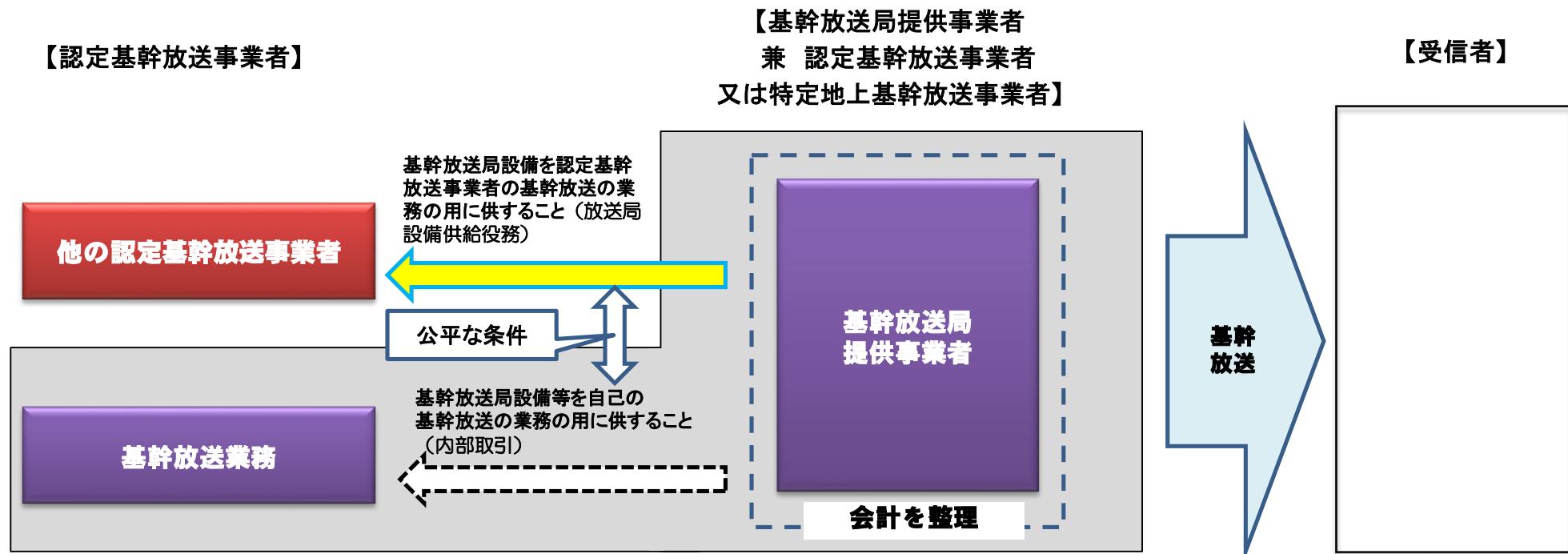
第三条 法第二条第二十四号の総務省令で定めるその他の電気通信設備は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 基幹放送局設備(法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備をいう。以下同じ。)を地上基幹放送の業務又は移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合 番組送出設備(中継回線設備を含む。)の全部又は一部(基幹放送局提供事業者が電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定により受けた基幹放送局(法第二条第九号の基幹放送局をいう。以下同じ。)の免許に係る基幹放送の業務に用いられる電気通信設備である場合に限る)。

【参考】基幹放送局提供事業者(ハード事業者)に係る規律

○ 「基幹放送局提供事業者」(ハード事業者)については、基幹放送事業者(ソフト事業者)の番組編集の自由の確保、不当に高い料金の設定による放送の機会の制約の防止等の観点から、放送法において次の規律を措置。

- ① 認定基幹放送事業者に対する基幹放送局設備(ハード設備)の提供義務(第117条)
- ② 基幹放送局設備(ハード設備)を基幹放送の業務の用に供する役務(放送局設備供給役務)の提供条件の総務大臣への届出義務(第118条)
- ③ 提供条件が、(ア)不当な差別的取扱い、(イ)不当な義務の付加、(ウ)自己利用と比して不利な提供条件の場合等における総務大臣による変更命令(第120条)
- ④ 基幹放送局提供事業者(ハード事業者)であって認定基幹放送事業者(ソフト事業者)又は特定地上基幹放送事業者(ハード・ソフト一致事業者)を兼ねる者の会計整理・公表義務(第119条)



- ✓ 放送は、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届け、災害や国民的な関心事に関する重要な情報を広範な国民に対し瞬時に伝達できることから、極めて高い公共性を有する社会基盤の一つとなっている。
- ✓ 放送の公共的役割をより十全に發揮させることを可能とする観点から、放送設備の安全・信頼性を確保するために、放送の業務に用いられる電気通信設備に対して技術基準を整備。

放送法における技術基準適合維持義務

(設備の維持)

第111条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

【放送法施行規則に安全・信頼性に関する技術基準を規定】

- | | |
|--|--|
| <input type="radio"/> 予備機器等
<input type="radio"/> 故障検出
<input type="radio"/> 試験機器及び応急復旧機材の配備
<input type="radio"/> 耐震対策
<input type="radio"/> 機能確認
<input type="radio"/> 停電対策 | <input type="radio"/> 送信空中線に起因する誘導対策
<input type="radio"/> 防火対策
<input type="radio"/> 屋外設備
<input type="radio"/> 放送設備を収容する建築物
<input type="radio"/> 耐雷対策
<input type="radio"/> 宇宙線対策
<input type="radio"/> サイバーセキュリティの確保 |
|--|--|

〔・特定地上基幹放送事業者においては、法第112条
 ・基幹放送局提供事業者においては、法第121条
 ・登録一般放送事業者においては、法第136条
 に、同様の技術基準への適合維持義務を規定。〕

放送品質に関する省令

- ・中波放送に関する送信の標準方式
- ・標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式
- ・衛星一般放送に関する送信の標準方式
- ・超短波データ多重放送に関する送信の標準方式
- ・超短波放送に関する送信の標準方式
- ・超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式
- ・有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令

【参考】放送設備の安全・信頼性の確保②

放送法における重大な事故が発生した場合の報告義務

(重大事故の報告)

第113条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備に起因する放送の停止その他の重大な事故であつて総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

- ・特定地上基幹放送事業者においては、第113条第2項
- ・基幹放送局提供事業者においては、法第122条
- ・登録一般放送事業者においては、法第137条
に、同様の報告務を規定。

重大事故の定義(放送法施行規則第125条、第157条)(要約)

放送の種別	基幹放送事業者（認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者）、基幹放送局提供事業者			登録一般放送事業者	
	地上基幹放送	移動受信用地上基幹放送	衛星基幹放送	衛星一般放送	有線一般放送
・地上デジタル放送 ・中波放送 ・超短波放送 ・短波放送 ・コミュニティ放送	・マルチメディア放送 (V-Lowは空中線電力500W超、 V-Highは空中線電力3W（非再生 中継方式局は50W）超)	・B S放送 ・東経110度C S放送	・東経124/128度C S放送 等	・ケーブルテレビ	
報告の対象	設備に起因して放送の全部または一部を停止させた事故				
停止時間	親局：15分以上 (コミュニティ放送の親局は2時間以上) 重要な中継局：2時間以上	親局：15分以上 中継局：2時間以上	15分以上	2時間以上	2時間以上
影響利用者数	—	—	—	—	3万以上

放送法における設備に関する報告・検査義務

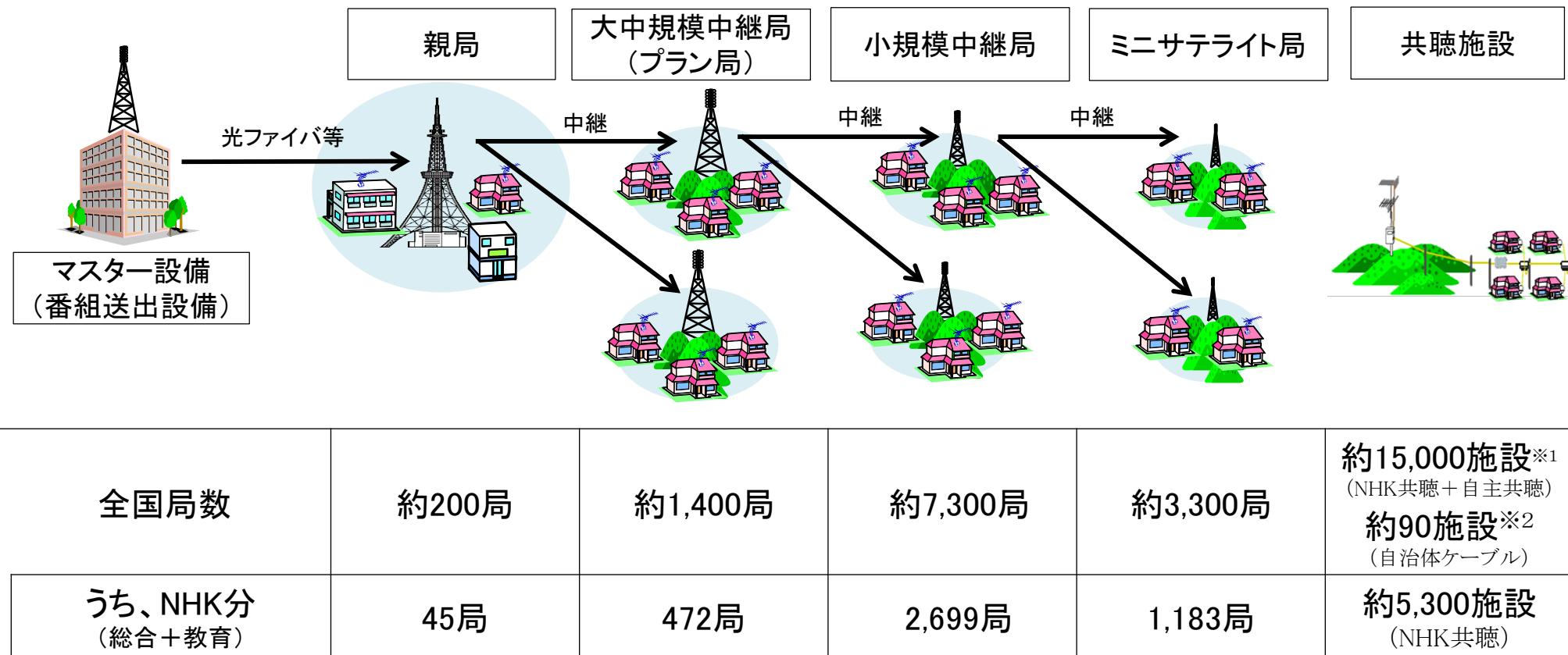
(設備に関する報告及び検査)

第115条 総務大臣は、第百十一条第一項、第百十三条第一項及び前条第一項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

- ・特定地上基幹放送事業者においては、第115条第2項
- ・基幹放送局提供事業者においては、法第124条
- ・登録一般放送事業者においては、法第139条
に、同様の報告義務を規定。

【参考】地上テレビジョン放送の放送ネットワーク構成

17



注 2021年10月時点(局数は、免許数でカウント)

※1 有線電気通信法に基づく届出数から推定。

※2 地域情報通信基盤整備推進交付金(ICT交付金)を活用して地デジ難視聴対策を実施した自治体運営のもの。

【基幹放送局の分類】

- 親局：放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局であつて、基幹放送用周波数使用計画の表(注:第5表)に掲げる親局(放送法施行規則第103条第1号)。
- プラン局：親局以外の基幹放送局のうち、基幹放送用周波数使用計画の表(注:第5表)に掲げる中継局(放送法施行規則第103条第2号)。
- その他の中継局：親局及びプラン局以外の基幹放送局(放送法施行規則第103条第3号)。「空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局」として、「テレビジョン放送(地上系)を行う3W以下の中継局」が規定(基幹放送用周波数使用計画 第1總則 4(5))。
- ミニサテライト局：「その他の中継局」のうち、空中線電力0.05W以下のもの(無線設備規則第十四条第二項及び別表第一号注二十一ただし書の規定に基づく総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備及びその技術的条件)。